

# タバコをやめたいあなたに！

禁煙外来で**楽に確実に**  
禁煙しませんか？

## 平取町はあなたの**禁煙**を応援します。



**禁煙する方を応援するため、禁煙外来治療費の一部を助成します。**



### 禁煙外来治療って何？



専門の医療者が禁煙にむけて励ましたり、禁煙方法についてアドバイスして、あなたの禁煙をあたたく支援してくれます。禁煙症状を和らげる禁煙補助薬をもらえるので、自力の禁煙と比べてより「**楽**」に「**確実に**」に禁煙できます。



#### 禁煙外来の流れ

標準的な禁煙治療プログラムは12週間で計5回の禁煙治療を行います。



①初診

②再診  
2週間後

③再診  
4週間後

④再診  
8週間後

⑤再診  
12週間後

—2週間—

—2週間—

—4週間—

—4週間—

#### 保険適用と自由診療について

禁煙外来の治療費に健康保険が適用されるためには、いくつかの条件をすべて満たす必要があります。条件※に該当しない場合やオンライン診療等は自由診療となります。

##### 費用の目安

保険適用：約 12,000～20,000 円

自由診療：約 30,000～60,000 円

平取町禁煙外来治療費助成事業については裏面をご覧ください

# 禁煙外来治療費助成事業について

## 対象者

平取町に在住される方で町税等を滞納していない方で以下のいずれかに該当する方

- ①医療保険が適用された禁煙治療を完了した方
- ②医療保険適用外(自由診療)※の禁煙治療を完了した方

※オンライン診療を含みます。ただし自由診療の場合、医療機関が実施し、**医師が診察・処方を行うこと**、**標準的な禁煙治療プログラムに則った治療**であることが条件です。ニコチンパッチを使用した治療等5回目の診察がない場合、保健師による面談をもって5回目の治療を終了とします。

## 助成金額

禁煙外来治療にかかった費用の**半額** (上限**2万円**)

※助成の申請は1年度につき1回まで、生涯で3回が上限です。

## 事業利用の流れ

### 1 事前登録の申請をする

- ・事業を利用するには事前に登録のための申請が必要です。(印鑑必要)
- ・申請は「ふれあいセンターびらとり」一階事務所の保健推進係窓口にて受け付けております。

### 2 禁煙外来治療を受ける



- ・禁煙外来治療を受け、5回の治療を完了します。
- ・医療機関や薬局の「領収書」と「明細書」を大切に保管してください。
- ・治療期間中、保健師より受診状況確認のため電話連絡をいたします。

### 3 助成の申請をする

- ・治療が終了した日から**2か月以内**に助成の申請をします。

#### 必要書類

- 禁煙外来治療に要した費用が確認できる「領収書」と「明細書」等
- 禁煙外来治療完了証明書(事前登録の申請の際にお渡しします。)または医療機関が発行する治療を完了したことを証明する書類等
- 印鑑 ●振込先のわかる通帳等

→町から「交付決定通知書」が届き、口座に助成金が振り込まれます。